

国民健康保険 現金給付の申請一覧

申請種別	こんなとき	申請に必要なもの
療養費	やむを得ず証を提示せずに10割で受診したとき	世帯主名義の口座がわかるもの、領収書、レセプトまたは類するもの（医療機関に発行を依頼してください。診療明細書ではありません。）
	治療用装具を購入したとき	世帯主名義の口座がわかるもの、領収書、医師の装着指示書 （靴型装具の場合：装着している写真）
	やむを得ず海外の医療機関を受診したとき	世帯主名義の口座がわかるもの、パスポート、領収書、診療内容明細書（指定様式）、領収明細書（指定様式）
	特別療養費で受診したとき	世帯主名義の口座がわかるもの、世帯主と受診者のマイナンバーがわかるもの、領収書
移送費	やむを得ず医師の指示で緊急的に移送されたとき	世帯主名義の口座がわかるもの、世帯主と受診者のマイナンバーがわかるもの、領収書、明細書、医師の意見書
食事療養費	やむを得ず標準負担額減額認定証を提示せずに入院したとき	世帯主名義の口座がわかるもの、世帯主と受診者のマイナンバーがわかるもの、領収書
高額療養費	医療費の自己負担限度額を超えたとき	市から対象者に申請案内を送付します。届くまでお待ちください。
高額介護合算療養費	医療費と介護サービス費の自己負担限度額を超えたとき	市から対象者に申請案内を送付します。届くまでお待ちください。
出産育児一時金	出産費用が50万円を超えなかったとき	世帯主名義の口座がわかるもの、領収書、出産費用明細書、直接支払制度合意書 （加入から6ヵ月以内の場合：世帯主と出産者のマイナンバーがわかるもの） （妊娠4ヶ月以上の死産・流産の場合：死産証明書） （海外で出産した場合：パスポート、海外公的機関による出産証明書と翻訳文）
葬祭費	加入者をご逝去され、葬儀をあげたとき	施主の口座がわかるもの （遺族以外の方が施主の場合：身分証明書、葬儀をあげたことを証明できるもの）

【窓口申請】 留萌市役所 2番窓口（平日 8:50~17:20）

【郵送申請】 〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所 市民課 国保担当

※添付書類や返信用封筒が必要な手続きがありますので、郵送の前にお電話ください。

【電話】（0164）-42-1805

国民健康保険 資格の届出一覧

国保加入、国保脱退、資格変更は、発生したときから14日以内に届け出なければなりません。

全ての届出に共通に必要なもの

対象者のマイナンバー（個人番号）がわかるもの

届出種別	こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき 【電子申請可】	他の市町村から転入したとき	共通に必要な物のみ
	子供が生まれたとき	
	退職、扶養解除、任意継続満了により職場の健康保険（社会保険）をやめたとき	資格喪失証明書（※） 任意継続期間満了の場合は有効期限が記載された社会保険証（全員分）でも可能
	生活保護を廃止したとき	保護廃止の証明書
国保をやめるとき 【電子申請可】 ※新しい保険証が手元になくても、国保保険証は絶対に使用しないでください。	他の市町村へ転出するとき	国保保険証又は資格確認書
	ご逝去されたとき	国保保険証又は資格確認書、施主の通帳
	就職、扶養認定により職場の健康保険（社会保険）に加入したとき	国保保険証又は資格確認書、社会保険証又は資格取得証明書（※）
	生活保護を開始したとき	国保保険証又は資格確認書、保護開始の証明書

※証明書は勤務先又は保険者（保険証に記載されている運営元）に発行を依頼してください。
保険者が全国健康保険協会（協会けんぽ）の方は、所管の年金事務所で発行できます。

加入・脱退は電子申請をご利用ください！

OR コードをスマートフォンで読み取るか、
「留萌市国保電子申請」と検索してください。



保険資格の変更	転居したとき	対象者の国保保険証又は資格確認書 世帯主を変更した場合は世帯全員分の国保保険証又は資格確認書と新旧世帯主のマイナンバーがわかるもの
	氏名が変わったとき	
	世帯に変更があったとき （合併・分離・世帯主変更）	
	市外の施設、病院に入所するため、転出するとき	
証の交付申請	市外の学校に就学するため、転出するとき	学生証・在学証明書・入学通知書・合格通知書等のいずれか1点
	資格確認書を再発行するとき	世帯主の運転免許証又はマイナンバーカード又は公的機関発行の物2点（年金手帳、介護保険証、受給者証など）
	医療費が高額になるとき （限度額適用認定証・標準負担額減額認定証）	世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの（90日以上入院：入院期間を証明できる領収書または証明書）
	人工透析などを受けるとき （特定疾病療養受療証）	新規交付：医師の意見書 他保険者から異動：前保険者の受療証